

広報資料
(府同時)



平成 30 年 7 月 20 日
子ども若者はぐくみ局

担当：子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：746-7625

担当：児童福祉センター児童相談所

電話：801-2929

平成 29 年度における児童虐待相談・通告等の状況及び 被措置児童等虐待の状況並びに児童相談所業務評価制度の実施結果について

平成 29 年度の京都市の児童相談所における児童虐待相談・通告等の状況及び被措置児童等虐待の状況並びに児童相談所業務評価制度の実施結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 平成 29 年度における児童虐待相談・通告等の状況

(1) 相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
京都市	相談・通告件数	1,382	1,372	1,279	1,543	1,716	① 1,156 ② 560
	認定件数 (認定割合%)	960 (69%)	951 (69%)	913 (71%)	1,145 (74%)	1,328 (77%)	① 906 ② 422
全国対応(認定)件数		73,802	88,931	103,286	122,578		

※ 認定割合 (%) = 認定件数 / 相談・通告件数 × 100

※ 29 年度の欄の①は京都市児童相談所(南区及び伏見区を除く区域を所管), ②は京都市第二児童相談所(南区及び伏見区を所管(深草及び醍醐支所管内を含む。))における件数

- 相談・通告件数は「1,716 件」(前年度比 173 件増), 認定件数は「1,328 件」(前年度比 183 件増)となっている。子どもが被害者となる痛ましい事件が全国的に発生したことや, 児童虐待に関する啓発等により社会的な関心や関係機関の認識が高まったことにより, 通告及び認定件数については大幅に増加してきた。
- 過去 5 年間の増加傾向及び要因を見ると, 平成 25 年度には「子ども虐待対応の手引き」が改正され, きょうだいへの虐待行為が心理的虐待として定義されたことによる増加が大きい。また, 平成 28 年度には, 警察庁通達で通告対象を広くすることが望ましく確実に通告するよう徹底されたことで, 子どもの面前で行われた配偶者間の暴力, DV(ドメスティック・バイオレンス)による警察からの心理的虐待通告の増加が大きくなっている。

(2) 経路別の相談・通告件数及び認定件数の推移

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健センター	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
25	34	21	385	9	88	6	44	46	44	195	124	386	1,382
	22	16	117	7	58	2	33	38	38	170	110	349	960
26	86	26	338	5	84	11	60	25	65	185	117	370	1,372
	64	12	97	4	58	4	50	22	60	152	109	319	951
27	34	21	300	9	79	7	46	41	36	232	167	307	1,279
	27	15	83	4	36	1	37	34	32	213	151	280	913
28	53	25	282	9	53	6	50	33	39	429	179	385	1,543
	46	11	68	5	34	4	39	24	36	391	157	330	1,145
29	44	33	302	10	40	10	34	47	43	668	152	333	1,716
	40	22	89	8	28	4	27	44	39	604	128	295	1,328

※ 上段は経路別の相談・通告件数を、下段は経路別の認定件数を示す。

- 相談・通告件数ベースでは、「警察等」(668件, 38.9%)が最も多く、次いで「近隣知人」(302件, 17.6%),「学校等」(152件, 8.9%)の順となっている。認定件数ベースでは、「警察等」(604件, 45.5%)が最も多く、次いで「学校等」(128件, 9.6%),「近隣知人」(89件, 6.7%)の順となっている。
- 「その他」(相談・通告件数333件(19.4%), 認定件数295件(22.2%))が多いのは、相談・通告のあった児童に「きょうだい」がいる場合には、虐待のハイリスク家庭であることを理由に、「きょうだい」についても、相談・通告件数への計上及び虐待認定を行っていることによる。

(3) 内容別・年齢別の認定件数

(内容別)

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
身体的虐待	364	350	330	397	437
性的虐待	9	7	15	11	8
ネグレクト	291	255	218	222	245
心理的虐待	296	339	350	515	638
計	960	951	913	1,145	1,328

(年齢別)

(29年度)	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
身体的虐待	71	76	165	79	46	437
性的虐待	0	1	5	1	1	8
ネグレクト	92	39	71	23	20	245
心理的虐待	167	119	200	88	64	638
計	330	235	441	191	131	1,328

- 内容別では、「心理的虐待」(638件, 48.0%)が最も多く、次いで「身体的虐待」(437件, 32.9%),「ネグレクト」(養育放棄)(245件, 18.4%)が多い。

➤年齢別では、就学前児童（0～3歳未満，3歳～学齢前）の割合が，全体の約4割（565人，42.5%）を占めている。

（4）主たる虐待者別の認定件数

年度	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
25	272	32	643	2	11	960
26	355	34	550	4	8	951
27	365	18	508	0	22	913
28	541	31	546	4	23	1,145
29	654	61	585	11	17	1,328

➤主たる虐待者は、「実父」の件数（654件，49.2%）が最も多く，次いで「実母」（585件，44.1%）が多い。警察から面前DV等による心理的虐待が疑われる通告が年々増加しているため，主たる虐待者が「実父」となるケースが増えてきている。

2 平成29年度における被措置児童等虐待通告の状況

（1）被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数（通告受理件数）

2件（1件）

※ 1件については，平成28年度以前に通告があり，調査していたもの。

（2）被措置児童等虐待の事実があったと認定した事案の概要

ア 事案1

虐待を受けた被措置児童等 （性別，年齢階級）	虐待を行った施設職員 （性別，職種）	被措置児童等虐待の類型
児童A （女，当時18歳）	男，施設長	性的虐待（※）

※ 本児の施設入所中（平成26年度）に性的行為を行った。

イ 事案2

虐待を受けた被措置児童等 （性別，年齢階級）	虐待を行った施設職員 （性別，職種）	被措置児童等虐待の類型
児童B（男，小5） 児童C（男，小5） 児童D（男，小3） 児童E（女，高3）	男，児童指導員	身体的虐待（※1） 心理的虐待（※2）

※1 児童らの足が職員の手当たったことを受け，スリッパで児童B，C，Dの頭部を叩いたほか，過去に児童Bらが職員を挑発したことをきっかけに，プロレス技を仕掛けたことがあった【外傷なし】。

※2 ※1のスリッパで叩く行為を目撃した児童Eが，精神的なショックを受けた。

(3) 被措置児童等虐待に対して京都市が講じた措置

ア 事案1について

- 児童及び保護者の意向を確認し、警察等へ情報提供
- 特別監査による児童、法人役員及び施設職員への聴き取り調査及び書類検査
- 書面による改善勧告、改善報告書の策定指示、改善状況の確認及び助言指導
(改善勧告の主な内容)
 - ・ 事実関係の解明と厳正な対処
 - ・ 施設運営体制の再構築
 - ・ 更なる児童処遇の向上に向けた取組
 - ・ 法人によるガバナンス(統治)の確立

イ 事案2について

- 児童、加害職員、関係職員及び施設長から聴き取りを実施
- 発生原因の分析及び書面による改善指示
- 改善計画の策定指示と改善状況の確認及び助言指導
(改善計画の主な内容)
 - ・ 加害職員の虐待に関する意識の振り返り
 - ・ 権利擁護及び被措置児童虐待に関する施設内研修の定期的な実施
 - ・ 第三者を同席させた職員間での意見交換の場の確保

(4) 施設種別

社会的養護関係施設

3 平成29年度における児童相談所業務評価制度の実施結果

(1) 制度概要

ア 目的

児童相談所における業務遂行状況の点検・評価を定期的に行うことにより、職員の資質のより一層の向上及び児童相談所の適切な運用の確保を図り、ひいては、処遇の向上や重大な児童虐待事案の未然防止に資することを目的とする。

イ 制度体系

自己評価(児童相談所職員)＋第三者評価(京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会児童支援・里親部会委員)

ウ 評価内容及び項目

(ア) 内容

被虐待児童等の処遇を中心とした児童相談所の運営状況

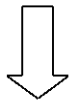
(イ) 項目

以下の5項目を大項目とし、各項目に5つの小項目を設定

- 大項目1：児童虐待相談・通告への対応(初期対応)について
- 大項目2：児童虐待相談・通告への対応(継続対応)について
- 大項目3：施設入所・里親委託に関する事項について
- 大項目4：一時保護に関する事項について
- 大項目5：情報の共有・適切な記録の作成等に関する事項について

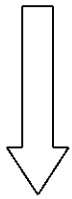
エ 評価の流れ

(ア) 自己評価



- ・児童相談所の係員を対象として実施
- ・「個人レベル ⇒ 係レベル ⇒ 児童相談所全体レベル」の3段階で実施

(イ) 第三者評価



- ①児童相談所全体レベルの自己評価の結果等を踏まえ、重点確認項目の選定
- ②業務説明・現地調査
- ③ヒアリング・書類調査及び委員個人ごとの評価
- ④評価の合議

(ウ) 広報発表

(2) 評価結果概要（詳細は別紙1 別紙2 別紙3を参照）

評価項目	1 (初期対応)					2 (継続対応)					3 (施設等措置・委託)					4 (一時保護)					5 (情報共有)				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	④	④	④	⑤
児童相談所	a a a b a					a b b b a					b a a b a					a a a a a					b a b b a				
	A					B					A					A					B				
児童相談所	a a a b a					a b b b b					b b a b a					a b a a a					b a b b a				
	A					B					B					A					B				
第二児童相談所	a a b b a					a a b b a					b a a a b					a a a / / /					b a a b a				
	A					A					A					A					A				
第二児童相談所	/ / / / /					/ / / / /					/ / / / /					/ / / / /					/ / / / /				
	/ / / / /					/ / / / /					/ / / / /					/ / / / /					/ / / / /				

※ 評価基準：A (a)：できている，B (b)：概ねできている，C (c)：できていない

※ 主な評価項目：(大項目1) 児童虐待相談・通告への対応 (初期対応)

(大項目2) 児童虐待相談・通告への対応 (継続対応)

(大項目3) 施設入所・里親委託に関する事項

(大項目4) 一時保護に関する事項

(大項目5) 情報の共有・適切な記録の作成等に関する事項

※ 項目4-④，4-⑤は一時保護所に係る評価項目のため，第二児童相談所は対象外

<お問い合わせ先>

- 「1 平成29年度における児童虐待相談・通告等の状況」について
児童福祉センター児童相談所 (電話：801-2929)
- 「2 平成29年度における被措置児童等虐待通告の状況」について
- 「3 平成29年度における児童相談所業務評価制度の実施結果」について
子ども若者未来部子ども家庭支援課 (電話：746-7625)

<参考>本市における児童虐待対策の取組

(1) 児童虐待の未然防止・再発防止

年 度	内 容
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども支援センター」の全区・支所設置 地域の子育て支援の拠点として、子育て等に関する相談に応じるとともに、子育て支援サービスの紹介など、子育て支援に関する様々な取組を行う。
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 「育児支援家庭訪問事業」開始 個別的な子育て支援を必要とする家庭を育児支援活動員又は保健師等が訪問し、子育ての不安や悩みについて、具体的な育児の助言、援助などを行う。
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て支援調整会議」の全区・支所設置 地域の児童問題の把握、関係機関相互の情報交換等を行うネットワーク
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 「新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）」開始 生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師等が訪問し、保健指導を行う。
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 「要保護児童対策地域協議会」の全区・支所設置 虐待及びその疑いのある家庭を支援するためのネットワーク
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 「学校及び保育所等から児童相談所への定期的な情報提供について」運用開始 児童相談所の管理する児童虐待ケース等について、学校及び保育所等が、出欠状況等の情報提供を行う。
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 「児童虐待防止広報啓発事業」の実施 近畿府県・政令市共同事業、京都府・市共同事業 「医療機関と保健センターの連携マニュアル」策定、連携本格実施 医療機関と保健センターの連携を妊娠・出産期から強化 「妊婦相談事業」開始 母子健康手帳交付時にすべての妊婦への面接・相談を実施 「妊娠期からの子育て支援（こんにちはプレママ事業）」開始 妊婦の家庭を訪問し、出産や子育てに関する不安や悩みの相談に応じる。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 「医療機関用子ども虐待対応マニュアル（京都市版）」策定 診療や健診を通して子育て家庭と接点のある医療機関向けの虐待対応マニュアル 「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」開始 出産後の家庭に地域の子育て応援者が訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域で子育てを応援する関係をつくる。 「にんしんホッとナビ」開始 「望まない妊娠」や「10代の妊娠」等、誰にも相談できず妊娠に悩む女性が相談しやすいよう、24時間、匿名でも受信可能なメール相談と、妊娠に関する悩み等に対応した正しい知識や情報発信を実施している。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」開始 産科医療機関等でのショートステイやデイケアを通じて、産後1か月までの母子に、助産師等の専門職による心身のケアや育児サポート等を行う。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 「育児支援ヘルパー派遣事業」拡充 最大派遣回数数の拡充及び対象を重度の在宅療養児がいる家庭にも拡大し、支援の充実を図る。 「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」拡充 実施区域を全区役所・支所に拡大し、子育て支援の一層の充実を図る。

平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 「児童相談所業務評価制度」運用開始 業務遂行状況等の点検・評価を定期的に行うことにより、職員の資質のより一層の向上及び児童相談所の適切な運営の確保を図る。 「次世代はぐくみプロジェクト事業」開始 思春期保健ネットワークの推進・市内の中学校及び高等学校等に在籍する生徒を対象とした体験型思春期健康教育の実施により、思春期の子どもたちの豊かな父性・母性の育ちと心身の健やかな成長を図り、社会全体で妊娠・出産・育児を支える意識を育む。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 「産婦健診ホッとサポート」開始 出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成し、身体的・精神的に不安のある産婦を医療機関から適切に各区役所・支所子どもはぐくみ室へつなぐことで、産後うつや新生児への虐待の未然防止を図る。 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の利用対象者を拡大 利用対象者を生後1箇月未満の乳児とその母親から生後3箇月未満に拡充し、支援体制の更なる強化を図る。

(2) 児童相談所の体制整備

年 度	内 容
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」（初期対応班）の創設 虐待通告後48時間以内に児童の安否確認を行う。 「子ども虐待SOS専用電話」設置（24時間365日対応）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待等ケアチーム」の新設 施設入所中の被虐待児の心理的ケアや家族再統合の取組を強化
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 組織改革 児童相談所と障害相談に特化した発達相談所に二分、執行体制の強化
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（1→2チーム）
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 在宅支援強化のため「地域班」の増設（3→4班） 子ども支援専門官の配置 教育委員会職員の配置により、学校との連携を強化
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（2→3チーム） 在宅支援強化のため「地域班」の増設（4→5班）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 第二児童相談所（南区・伏見区を担当）を開設、執行体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <児童相談所> 「子ども虐待防止アクティブチーム」2チーム 「子ども虐待等ケアチーム」1チーム 「地域班」3班 <第二児童相談所> 「子ども虐待防止アクティブチーム」1チーム 「子ども虐待等ケアチーム」1チーム 「地域班」2班
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所への学習指導員（嘱託職員）の配置 一時保護中の児童への学習保障の拡充

平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族再統合保護者支援事業担当児童心理司の配置
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府警察本部職員を担当課長として併任配置 ・ 一時保護所を再整備し担当課長の配置及び処遇職員の増員により体制強化
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府警察本部職員の併任配置を増員（担当課長1名→課長補佐2名）し、連携を強化

児童相談所業務評価制度 評価結果報告書

評価年度	平成29年度
評価方法	自己評価・第三者評価
被評価者	京都市児童相談所

1 評価結果（各項目の評価については評価結果一覧を参照）

(1) 総評

- 全ての項目において「できている」又は「概ねできている」という評価結果となり、概ね適正に業務が行われていることが確認できた。
- とりわけ、初期対応に関する項目においては、48時間以内の安否確認について、組織的な判断の下、迅速に対応することを意識しつつ、関係機関と連携のうえ、適切に対応されていることを確認した。
- また、一時保護に関する項目においては、一時保護の理由等について、児童、保護者いずれに対しても丁寧な説明を行うなど、保護者の理解と協力を得ながら、子どもの安全確保を最優先に考え、最大限の努力を持って対応されていることを確認した。
- 一方で、評価結果全体において見られる傾向として、定例的な会議等への上程の遅れや記録の作成及び期限内の回付について、課題があるように見受けられる。
定例的な会議等への上程については、マニュアル等において、開催までの適切な期間が規定されているが、児童虐待相談・通告件数の増加等によりケース数が増大する中で、規定内容と実態に隔たりがあると考えられることから、職員体制の強化や、より実態に即した内容への見直し、例外規定の設定等が行われることが望ましい。

記録作成に関する項目については、客観的な記録と担当者の所感を明確に分けて作成されていない場合がある等、改善が求められる。

※ 特に評価が高い点

- 保護者対応については、具体的なやりとりの詳細な記録から、日々、養育に苦慮する保護者に対して、心情を受け止めながら適切な態度で対応し、援助関係の構築に努めていることが確認できた。
- 児童虐待相談・通告件数の増加等によって、ケース数が増大する中で、ケースの状況に応じて必要な際には、適宜、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議が開催されており、開催されていない場合にも関係機関と個別に連絡を取り合い、当該ケースの状況や対応方針の共有に努めていることが確認できた。
- 一時保護を解除し、家庭復帰させる場合には、家庭状況を十分に考慮したうえで、児童の意見等も踏まえ、適切に対応がされている。また、施設入所に至る場合にあっては、入所後の生活や親子関係のリスクを踏まえ、家族再統合に向け、丁寧に説明し、了解を得るよう努めていることが確認できた。

※ 改善が求められる点

- ・ 個別ケースの緊急度に応じて、随時、虐待判定会議を実施し、適切に対応されていることを確認できたが、それらに係る記録等の作成や回付について不十分であることを確認した。会議資料や記録については、裁判や情報公開を見据えた内容となるため、作成に苦慮されていると感じるが、その内容について、目的に応じて記載内容を取捨選択し、最低限必要な事柄が確認できるよう工夫するなど、省力化を図る余地がある。
- ・ 定例的な会議等への上程について、マニュアル等に規定される適切な期間内に上程ができていない事案があることを確認した。
増加する児童虐待相談・通告件数に対し、十分な職員体制が確保できていない現状がある中で、緊急度の高い事案から対応せざるを得ず、やむを得ない状況にあることは理解できるが、現状においては、現実的に不可能であり、職員体制の見直しを図るとともに、設定期間の見直しや例外規定を設ける等、マニュアルを実態に即した内容に見直すことが望ましい。
- ・ 入所措置後の手続きとして、施設との連携や入所児童への対応については、適切に行われていることが確認できたが、一方で施設入所後の援助指針の見直しについては不十分であり、各施設において作成される自立支援計画と共有するなどして、簡素化を図り、適切な時期に実施されることが望ましい。

(2) その他意見

- ・ 48時間以内に安否確認できなかった事例がどれだけあったのかを確認することができなかったため、今後、それらについても確認できるよう改善を図り、検証や日々の業務の振り返りに役立ててほしい。
- ・ 厳しい職員体制の中で、適切な業務の遂行に努めている一方で、児童虐待相談・通告件数の増加等によって、ケース数が増大しており、職員一人ひとりの業務を改善するだけでは、現在の課題を解消することは困難であり、組織として職員体制を確保することが望ましい。
- ・ 施設等において不適応を起こした児童の次の受入れ先の確保等が厳しい状況にある中、その確保には努力されており、さらに、原則2箇月以内の一時保護の期間についても、保護者への対応が困難で法的対応が必要な場合や受入先施設が確保できない場合には、長期化してしまうことは理解できる。
- ・ 指導援助を拒否する保護者への家族再統合のための保護者支援事業に係る児童虐待保護者カウンセリング事業の活用は現実的に難しく、多くは働きかけのレベルに留まってしまうことは理解できる。
- ・ 本制度については、次年度、実施結果の検証及び評価項目見直し等の制度改善とされているが、評価基準を日々の業務遂行に当たって必要な項目が適切に実施されているかではなく、日々の支援状況など、児童相談所における処遇評価を行うことが望ましい。

2 評価概要

(1) 評価の目的

児童相談所の業務が、個々の職員及び組織として、根拠規定等に基づき適切に実施されているかを定期的に点検・評価を行うことにより、職員の資質の向上及び児童相談所の適切な運営の確保を図り、ひいては、ケース処遇の向上並びに重大な児童虐待事案の未然防止に資することを目的とする。

(2) 評価の基準

虐待通告の受理から終結に至るまでの業務の遂行について、厚生労働省や本市児童相談所が作成した運営指針及びマニュアル等を元に評価項目を設定し、業務評価を行う際は、特定の事案における支援状況ではなく、日々の業務遂行に当たって必要な項目が適切に実施されているかどうかについて評価を行う。

(3) 評価の流れ

○ 児童相談所の自己評価

児童相談所の全職員（係員）が、評価項目について自己評価を行った後、各係及び児童相談所全体で合議を行い、自己評価結果を確定した。

○ 第三者評価

京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会児童支援・里親部会委員が第三者委員として、児童相談所の自己評価結果に基づき、ヒアリング、現地調査、書類調査により各委員による個別評価を行った後、合議を行い、第三者評価結果を確定した。

(4) 日程

平成29年 6月～8月	児童相談所職員及び児童相談所による自己評価
平成29年 9月	第1回評価会議（自己評価結果等の分析）
平成29年10月	第2回評価会議（業務説明及び現地調査）
平成29年11月	職員へのヒアリング、書類調査等
平成29年12月	第3回評価会議（評価の実施、合議等）
平成30年 1月	第4回評価会議（評価結果のまとめ）
平成30年 3月	評価結果の確定

平成29年度児童相談所業務評価結果一覧

(1) 総評

全ての項目において「できている」又は「概ねできている」という評価結果となり、概ね適正に業務が行われていることが確認できた。

初期対応に関する項目においては、48時間以内の安否確認について、組織的な判断の下、迅速に対応することを意識しつつ、関係機関と連携のうえ、適切に対応されていることを確認した。

一時保護に関する項目においては、一時保護の理由等について、児童、保護者いずれに対しても丁寧な説明を行うなど、保護者の理解と協力を得ながら、子どもの安全確保を最優先に考え、最大限の努力を持って対応されていることを確認した。

評価結果全体において見られる傾向として、定例的な会議等への上程の遅れや記録の作成及び期限内の回付について、課題があるように見受けられる。

定例的な会議等への上程については、マニュアル等において、開催までの適切な期間が規定されているが、児童虐待相談・通告件数の増加等によりケース数が増大する中で、規定内容と実態に隔たりがあることから、職員体制の強化や、より実態に即した内容への見直し、例外規定の設定等が行われることが望ましい。

記録作成に関する項目については、客観的な記録と担当者の所感を明確に分けて作成されていない場合がある等、改善が求められる。

(2) 各評価項目における評価

大項目	自己評価				第三者評価		委員の主な意見
	前回		今回		第三者評価		
	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	
大項目1 児童虐待相談・通告への対応(初期対応)について							
小項目①相談・通告の受理を適切に行っているか	a		a		a		<ul style="list-style-type: none"> ・48時間以内の安否確認については、迅速な対応を意識し行われていることを確認できた。一方で、48時間以内に確認できなかった事例がどれだけあったかを確認できなかったため、改善が必要である。 ・指導援助を拒否する保護者への家族再統合のための保護者支援事業の活用は現実的に難しく、多くは働きかけレベルに留まってしまいうことは理解できる。その一方で、保護者との具体的なやりとりの詳細な記録から保護者対応時の担当者の態度が適切であることは確認ができた。 ・2箇月以内に初回虐待判定会議へ上程できていない事案があることを確認したが、必要な事案については、上程できない場合も、適宜、上席と相談し適切に対応されている。 ・常に法的対応を念頭におき、必要に応じて弁護士に相談しながら、適切に対応されている。
小項目②初期調査を適切に行っているか	a		a		a		
小項目③保護者対応を適切に行っているか	a	A	a	A	a	A	
小項目④援助方針の決定を適切に行っているか	b		b		b		
小項目⑤法的介入を視野に入れた進行管理を行っているか	a		a		a		
大項目2 児童虐待相談・通告への対応(継続対応)について							
小項目①多くの関係機関の連携に基づく長期的な援助を行っているか	a		a		a		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談・通告件数の増加等によって、ケース数が増大する中で、ケースの状況に応じて、必要な際には、適宜、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議が開催されており、開催されていない場合にも関係機関と個別に連絡を取り合ったうえで、当該ケースの状況や対応方針の共有に努めている。 ・定例的な会議等への上程について、マニュアル等に規定される適切な期間内に上程ができていない事案があることを確認した。設定期間の見直しや例外規定を設ける等、マニュアルを実態に即した内容に見直すことが望ましい。
小項目②保護者対応を適切に行っているか	a		b		b		
小項目③定例虐待判定会議を適切に行っているか	b	A	b	B	b	B	
小項目④継続指導中のケースに係る再通告への対応を適切に行っているか	b		b		b		
小項目⑤法的介入を視野に入れた進行管理を行っているか	a		a		b		
大項目3 施設入所、里親委託に関する事項について							
小項目①措置開始時の手続きを適正に行っているか	a		b		b		<ul style="list-style-type: none"> ・権利ノートを活用し児童の権利等について説明する努力がなされている。また、入所後に目的や今後予定されていることを丁寧に説明する等して、できる限り見通しを示す努力がなされている。引き続き、年齢に応じた伝え方の工夫に努めてほしい。 ・入所措置後の手続きとして、施設との連携や入所児童への対応については、適切に行われていることが確認できたが、一方で援助指針の見直しは不十分であり、各施設で作成される自立支援計画と共有する等し、簡素化を図り、適切な時期に実施されることが望ましい。 ・施設等において不適応を起こした児童の次の受入れ先の確保等が厳しい状況にある中、その確保に努力されていることは理解できる。 ・可能な限り里親委託できるよう、取り組んでいることは確認できたが、委託後の自立支援計画の見直しができている状況を伺えたため、適切な時期に実施されることが望ましい。
小項目②入所措置後の実態把握を適切に行っているか	b		a		b		
小項目③家族再統合に向けた取組を積極的に行っているか	a	A	a	A	a	B	
小項目④措置の解除、停止、延長を行うにあたっては、十分な調整を図っているか	a		b		b		
小項目⑤里親制度を積極的に活用しているか	a		a		a		
大項目4 一時保護に関する事項について							
小項目①一時保護開始の手続きを適正に行っているか	a		a		a		<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護に当たっては、保護者への対応に苦慮しながらも、その理由等について、児童、保護者に対して丁寧な説明を行う等、保護者の理解と協力を得ながら、児童の安全を最優先に考え対応されている。 ・入所時には、傷の状況を写真撮影する等、児童の状態を正確に把握したうえで記録されている。 ・原則2箇月以内の一時保護の期間について、保護者への対応が困難で法的対応が必要な場合や受入先施設が確保できない場合は、長期化してしまいうことは理解できる。 ・家庭復帰させる場合は、家庭状況を十分に考慮したうえで、児童の意見等も踏まえ、適切に対応されている。また、施設入所に至る場合は、入所後の生活や親子関係のリスクを踏まえ、家族再統合に向け、丁寧に説明し、了解を得よう努めている。
小項目②一時保護継続の手続きを適正に行っているか	a		a		b		
小項目③一時保護解除の手続きを適正に行っているか	a	A	a	A	a	A	
小項目④一時保護所において、児童の特性に応じた適切な援助を実施しているか	a		a		a		
小項目⑤一時保護所において、児童の人権を守っているか	a		a		a		
大項目5 情報の共有・適切な記録の作成等に関する事項について							
小項目①組織的な情報共有及び児童相談所間の連携を十分に図っているか	b		b		b		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急度に応じて、随時、虐待判定会議を実施し、適切に対応されていることは確認できたが、それらに係る記録の作成及び回付については不十分であり、記録の電子化など効率化を図るための取組の必要性を感じる。記録は、情報共有の根本であり、速やかな作成が望ましい。 ・会議資料や記録については、裁判や情報公開を見据えた内容となるため、作成に苦慮されていると感じるが、その内容について、目的に応じて取捨選択し、最低限必要な事柄が確認できるよう工夫する等、省力化を図る余地がある。 ・児童虐待相談・通告件数の増加等によって、ケース数が増加し、資料が増大しているにもかかわらず、少ないスペースを最大限に活用し、安全に保管されている。
小項目②関係機関(保健センター、子ども支援センター、小中学校、保育所等)との間で児童への対応について連携を十分に図っているか	a		a		a		
小項目③学校及び保育所等との定期的な情報共有を行っているか	b	B	b	B	b	B	
小項目④適切に記録を作成しているか	b		b		b		
小項目⑤適切に記録を保管しているか	a		a		a		

平成29年度第二児童相談所業務評価結果一覧

(1) 総評

--

(2) 各評価項目における評価

大項目 1 児童虐待相談・通告への対応(初期対応)について	自己評価				第三者評価		委員の主な意見
	前回		今回		小項目	大項目	
	小項目	大項目	小項目	大項目			
小項目①相談・通告の受理を適切に行っているか	a		a		/	/	
小項目②初期調査を適切に行っているか	a		a				
小項目③保護者対応を適切に行っているか	a	A	b	A			
小項目④援助方針の決定を適切に行っているか	b		b				
小項目⑤法的介入を視野に入れた進行管理を行っているか	a		a				
大項目 2 児童虐待相談・通告への対応(継続対応)について	自己評価				第三者評価		委員の主な意見
前回		今回		小項目	大項目		
小項目	大項目	小項目	大項目				
小項目①多くの関係機関の連携に基づく長期的な援助を行っているか	a		a		/	/	
小項目②保護者対応を適切に行っているか	a		a				
小項目③定例虐待判定会議を適切に行っているか	b	A	b	A			
小項目④継続指導中のケースに係る再通告への対応を適切に行っているか	b		b				
小項目⑤法的介入を視野に入れた進行管理を行っているか	a		a				
大項目 3 施設入所, 里親委託に関する事項について	自己評価				第三者評価		委員の主な意見
前回		今回		小項目	大項目		
小項目	大項目	小項目	大項目				
小項目①措置開始時の手続きを適正に行っているか	a		b		/	/	
小項目②入所措置後の実態把握を適切に行っているか	b		a				
小項目③家族再統合に向けた取組を積極的に行っているか	a	A	a	A			
小項目④措置の解除, 停止, 延長を行うにあたっては, 十分な調整を図っているか	b		a				
小項目⑤里親制度を積極的に活用しているか	a		b				
大項目 4 一時保護に関する事項について	自己評価				第三者評価		委員の主な意見
前回		今回		小項目	大項目		
小項目	大項目	小項目	大項目				
小項目①一時保護開始の手続きを適正に行っているか	a		a		/	/	
小項目②一時保護継続の手続きを適正に行っているか	a		a				
小項目③一時保護解除の手続きを適正に行っているか	a	A	a	A			
小項目④一時保護所において, 児童の特性に応じた適切な援助を実施しているか	—		—				
小項目⑤一時保護所において, 児童の人権を守っているか	—		—				
大項目 5 情報の共有・適切な記録の作成等に関する事項について	自己評価				第三者評価		委員の主な意見
前回		今回		小項目	大項目		
小項目	大項目	小項目	大項目				
小項目①組織的な情報共有及び児童相談所間の連携を十分に図っているか	b		b		/	/	
小項目②関係機関(保健センター, 子ども支援センター, 小中学校, 保育所等)との間で児童への対応について連携を十分に図っているか	b		a				
小項目③学校及び保育所等との定期的な情報共有を行っているか	a	B	a	A			
小項目④適切に記録を作成しているか	b		b				
小項目⑤適切に記録を保管しているか	a		a				